

3. 連合商標制度の廃止等

(1) 連合商標制度の廃止

連合商標制度は、同一人が保有する類似商標をすべて「連合商標」として関連づけ、分離移転の禁止の実効性を確保し、商品・役務の出所の混同防止を図ることを目的とした制度である。さらに、商標法は、連合商標として関連づけられた登録商標の防衛的機能を考慮し、不使用取消審判及び更新登録出願の際の使用チェックにおいて特則（その登録商標と相互に連合商標となっている他の登録商標を使用していれば、不使用取消審判において登録を取り消されず、また、存続期間の更新時に出願が拒絶されない。）を定めている。

しかしながら、不使用取消審判及び存続期間の更新の際の使用チェックにおける特則が連合商標制度の趣旨を逸脱して、ストック商標を過剰に確保する場合及び識別力の弱い商標の商標権を取得する場合等に利用されており、不使用商標の増大、特許庁における事務処理負担の増大及び審査遅延、第三者の商標選択の幅の狭小化といった弊害が余りに大きくなっている。

また、商標の類似範囲は、本来時間の経過とともに変化するものであるので、登録の段階で連合商標として関連づけることにより固定化してしまうことは適当でない。

さらに、国際的にも主要国の中で連合商標制度を維持しているのはわが国だけであり（イギリスも1994年に、オーストラリアも1995年にそれぞれ法改正で廃止）、この制度を維持したままマドリッド・プロトコルに加入した場合には審査・事務処理負担が加重され、また、国際登録上も不都合が生じるおそれがある。

したがって、不使用商標の累積による弊害除去、迅速かつ的確な権利付与及び国際的な制度の調和等の観点から、連合商標制度は廃止することとした。

これに合わせて、①不使用取消審判において登録商標と社会通念上同一の商標の使用は当該商標の使用とみなす旨を明確化し（第50条第1項）、②ハウスマーク等に代表されるような識別力のある商標に識別力のない文字等を結合させた商標を使用した場合でも、当該識別力のない文字等の部分には、商標権の効

力は及ばない旨を確認的に規定することとした（第26条第1項）。

（参考）連合商標の登録査定件数

年 度	通常商標	連合商標	合 計	連合商標の割合
平成2	80,524(件)	20,806(件)	101,330(件)	20.5(%)
3	88,810	20,806	109,616	19.0
4	108,817	24,592	133,409	18.4
5	97,175	28,097	125,272	22.4
6	58,088	15,187	73,275	20.7
平 均	86,683	21,898	108,581	20.2

（特許庁商標課調べ）

① 連合商標制度の廃止に伴う改正事項

連合商標制度の廃止に伴い、次のような関連規定の改正を行った。

◆第5条（商標登録出願）

連合商標登録出願をする際には願書に連合商標の番号を記載しなければならない旨を規定する旧第2項を削除した。

◆旧第7条（連合商標）

連合商標の登録の要件及び効果について規定する旧第7条を削除し、その後には団体商標の規定を置いた。

◆旧第11条（出願の変更）

連合商標の商標登録出願と独立の商標登録出願の相互間の出願変更について規定する旧第11条を削除し、その後には、団体商標の商標登録出願と通常の商標登録出願の相互間の出願変更の規定を置いた。

◆第15条（拒絶の査定）

第1号中から、連合商標の登録要件に関する「第7条第1項若しくは第3項」の規定を削除した。

◆第19条（存続期間）

連合商標の使用の特則について規定する旧第2項第2号を削除した。

◆旧第24条（商標権の移転）

連合商標に係る商標権についての分離移転の禁止を規定する旧第2項を削除し、さらには、同一の商標権について類似関係にある指定商品・役務の分割移転を禁止する旧第1項但書も削除した。

◆第46条（商標登録の無効の審判）

第1項第1号中から、連合商標の登録要件に関する「第7条第1項若しくは第3項」の規定を削除した。

◆第47条（同前）

商標登録の無効審判の請求に対する除斥期間の適用のある無効理由から「第7条第1項若しくは第3項」の規定を削除した。

◆第50条（商標登録の取消しの審判）

第2項から、連合商標の使用の特則についての規定を削除した。

◆別表（第76条関係）

連合商標の商標登録出願についての手数料の規定を削除した。

② 関連する改正事項

イ. 登録商標の使用と認める範囲の拡大

（商標登録の取消しの審判）

第五十条 継続して三年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。以下この条において同じ。）の使用をしていないときは、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

(第2項以下略)

本条は、登録商標の不使用による商標登録の取消審判についての規定である。今回の改正では、第1項中の「登録商標」についての解釈規定を括弧書きで設けた。すなわち、今回の改正で連合商標制度を廃止した場合、社会通念上同一と認識し得る商標が通常の商標登録出願として多数出願される可能性があり、こうした過剰な防衛の出願の抑制、ひいては早期権利付与の確保を図るために「社会通念上同一の範囲内の商標の使用については登録商標の使用」と認められる旨を明確にした。

なお、本改正の詳細については、第3章II. 3. 「登録商標の使用と認める範囲の拡大」の項を参照されたい。

ロ. 商標権の効力が及ばない範囲

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標（他の商標の一部となつているものを含む）には、及ばない。

- 一 自己の肖像又は自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を普通に用いられる方法で表示する商標
- 二 当該指定商品若しくはこれに類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む）、次号において同じ）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又は当該指定商品に類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標
- 三 当該指定役務若しくはこれに類似する役務の普通名称、提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期又は当該指定役務に類似する商品の普通名称、

産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する商標

四 当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について慣用されている商標

五 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標
(第二項略)

本条第1項柱書は、商標権の効力が制限される場合を規定する。

ハウスマークに代表されるような識別力のある商標に識別力のない文字等を結合させた商標については、連合商標制度を廃止した後も、同一人であればハウスマーク等の商標に類似する独立の商標として登録が可能である。

しかし、このような登録は、第三者に当該識別力のない文字等の使用を躊躇させることともなり、当該文字等を使用する第三者に対して不当な権利行使が起り得ることとなる。

さりとて、このような登録を抑制するためではあっても、識別力のない文字等との結合であることを理由に全ての商標を拒絶することとするのも行き過ぎであるので、今回の改正において本条第1項各号列記以外の部分に、結合商標中の当該識別力のない文字等の部分には商標権の効力が及ばない旨を確認的に規定することとした。

(2) 類似商標の分離移転及び同一商標の分割移転の許容

改正前の商標法では、同一人の類似商標は連合商標として登録すべきこととされ、その一部を分離して移転することはできないこととされている(旧第24条第2項)。また、同一商標について、一部の指定商品・役務に係る部分だけを移転する分割移転についても、類似関係にある商品・役務に係る商標権の分割移転は禁止されている(旧第24条第1項但書)。

しかしながら、商標権は私的財産権である工業所有権の一つとして位置付けられるものである以上、類似商標の分離移転や同一商標の分割移転といえども、誤認混同のおそれが生じないよう公益的観点から別途の方法により担保することが可能であれば、あとは私益の問題であるから、当事者間の合意があれば基本的に自由に処分（移転）することを認めることが適当である。

類似商標の分離移転や同一商標の分割移転がなされた場合であっても、それぞれの商標権者が誤認混同のおそれが生じるような使用をすることは、それをすれば損害を蒙るのは自分自身である以上、考えにくい。使用地域を分けたり、自主的に適切な混同防止表示を付す等による棲み分けが行われ、平穏に使用されるのが通常であろう。

また、世界的な趨勢をみても、類似商標の分離移転や同一商標の分割移転は一般的に認められており、出所混同の防止のために事業とともに移転することを義務付けていた国々でもかかる制限は撤廃しつつある。また、今後マドリッド・プロトコルに加入した場合には、国際登録の我が国における扱いのみが他国と比べて異なることになり、諸外国との間で摩擦が生ずるおそれがある。

さらに、従来の商標制度の下においても、使用許諾制度、サービスマークの特例出願に係る重複登録制度、商標権の共有等、一定の誤認混同防止のための担保措置の下で同一・類似商標の併存を認めているが、いずれについても特段の問題が生じているわけではない。

したがって、今回の改正で連合商標制度を廃止することとしたことに伴う類似商標の分離移転、さらには類似関係にある商品・役務に係る商標権の分割移転については、旧第24条第1項但書及び第2項を削除し、公益的な観点からの事後的な誤認混同防止のための担保措置を講ずることを前提に認めることとした。事後的な誤認混同防止措置としては、サービスマークの特例出願に係る重複登録の際に採用した措置に倣い、①商標権の移転に係る混同防止表示請求措置、②出所の混同が生じた場合の商標登録の取消審判を設けることとした。

① 商標権の移転に係る混同防止表示請求措置

(商標権の移転に係る混同防止表示請求)

第二十四条の四 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用により他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利益（当該他の登録商標の使用をしている指定商品又は指定役務に係るものに限る。）が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、当該一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

本条は、連合商標制度廃止に伴い分離移転を認めたこと（旧第24条第2項削除）、及び類似関係にある商品・役務についても商標権の分割移転を認めたこと（旧第24条第1項但書き削除）に対応する誤認混同防止のための担保措置の一つを定めたものである。商標権が移転された結果、互いに抵触する商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、双方の商標権者又は専用使用権者が互いに混同防止表示の請求をし得ることを規定している。

すなわち、商標権者が有する二以上の商標権のうちの一つが分離して移転され、又は商標権者が有する商標権（二以上の指定商品若しくは指定役務を指定しているもの）が第24条の2第1項の規定により分割して移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者によって保有されることとなつた場合において、一方の商標権者又は使用権者がその登録商標をその指定商品又は指定役務について使用をし、

他方の商標権者又は専用使用権者の業務上の利益を害することとなっても、当該他方の商標権者又は専用使用権者は、差止請求権等の商標権の権利行使をすることができない。

そこで、これに代わる措置の一つとして、業務上の利益が害されるおそれのあるときには混同防止表示請求を認めることにより、自己の業務に係る商品又は役務と混同を生ずる事態を回避し、その商標権者又は専用使用権者の業務上の信用の保護とともに、需要者の利益の保護を図ることとしたものである。

ここで、「業務上の利益が害されるおそれのあるとき」とは、括弧書きの規定により、「当該登録商標の使用をしている指定商品・役務に係る業務」の利益が害されるおそれのあるとき」と解釈されるものであるところ、これに該当するときは、その業務上の利益が現実には害されたことまでは必要とせず、利益を害される具体的な危険性（例えば、売上げの減少、得意先の喪失、業務上の信用や名声の毀損、登録商標の出所や品質・質の表示機能の毀損等についての具体的な危険性）があれば足りる。

なお、混同を防ぐのに適当な表示としては、第32条第2項（先使用による商標の使用をする権利を有する者に対する混同防止表示請求）等に規定する場合と同様に、一般需要者が取引上の通常の注意力をもって彼此区別し得る程度のもの（例えば、自己が業務を行っている地域の地名等を付して需要者の注意を促し得るもの等）であればよいものと考えられる。

② 出所の混同が生じた場合の商標登録の取消審判

第五十二条の二 商標権が移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品又は指定役務についての登録商標の使用であつて他の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の

業務に係る商品又は役務と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

2 第五十一条第二項及び前条の規定は、前項の審判に準用する。

本条は、連合商標制度廃止に伴い分離移転を認めたこと（旧第24条第2項削除）、及び類似関係にある商品・役務についても商標権の分割移転を認めたこと（旧第24条第1項但書き削除）に対応する誤認混同防止のための担保措置の一つとして設けられた取消審判についての規定である。

第1項は、商標権者が有する二以上の商標権のうちの一つが分離して移転され、又は商標権者が有する商標権（二以上の指定商品若しくは指定役務を指定しているもの）が第24条の2第1項の規定により分割して移転された結果、同一の商品若しくは役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標が異なった商標権者に登録されることとなった場合において、不正競争の目的で他の商標権者等の業務に係る商品又は役務と混同を生ずる使用をしたときには、何人も、混同を生じさせるような使用をした登録商標に係る商標登録の取消し審判を請求することができることを定めている。

本条は、自己の登録商標の使用であっても、不正競争の目的で他の類似関係にある登録商標の商標権者等の業務に係る商品又は役務と混同を生ずる使用をしたときは、その制裁として、そのような使用をした登録商標に係る商標登録を審判により取り消し得ることとしたものである。

「不正競争の目的」を取消しの要件としたのは、需要者間に混同が生じるような事態に至っている場合には、類似商標を有する両当事者の少なくとも一方が、混同状態を放置することにより何らかの利益（例えば、片方が周知であるので他方がその名声にフリーライドしようとしている等）を得ようとしていることが想定され、「不正競争の目的」が認定されるものと考えられること、及びこれを要件としない場合には、利益を害されている側（名声をフリーライドされている側）の商標まで「混同」を理由に取り消されかねず、妥当性を欠く結

論となるおそれがあるからである。なお、不正競争の目的があるかどうかは、使用の動機、使用の目的、使用の実態、周知性の程度、混同の有無等の要因を総合勘案して個々具体的に判断することとなる。

また、「何人も」請求し得ることとしたのは、不正競争の目的を持って混同を生じさせるような登録商標の使用は、需要者の利益も損ねることとなるからである。したがって、当事者以外の者、例えば、消費者団体、同業者組合等をも含め誰でも請求することができるのである。

両当事者が互いに取消審判を請求し合う事態もあり得るが、その場合でも、両商標の周知度等を勘案の上、いずれの商標権者がその信用を害されるのかを判断することにより、「不正競争の目的」を有する商標権者を認定し、その者の登録を取り消すこととなる。譲渡人であるか譲受人であるかということも問わないし（二以上の商標が別々の者に譲渡された場合には譲受人同士の争いとなる）、どちらが早く請求したのかということも問わない。

なお、移転の結果、類似の商標を互いに有することとなった両当事者の一方が自己の登録商標と類似するさらに別の商標を使用することにより出所の混同を生ぜしめた場合、及び使用権者の使用によって他の登録商標の商標権者等との混同を生ずることとなった場合については、本条では何ら規定していない。これは、前者については第51条第1項で、後者については第53条第1項で、それぞれ規定する取消審判の対象となるからである。

第2項は、第51条第2項及び前条の規定を第1項の審判に準用している。すなわち、第1項で取消しの審決を受けた商標権者は、審決の確定の日から5年を経過しなければその商標又はこれに類似する商標について商標登録を受けられないこと、及び当該取消審判の請求については5年の除斥期間があることを規定している。

（補説1） 誤認混同防止措置として、不正競争防止法の適用がある旨の規定を置かなかった理由

サービスマークの特例出願に係る重複登録を認めた際には、誤認混同防

止措置として、混同防止表示請求及び商標登録の取消審判の他に、不正競争防止法の適用規定を設けたが(平成3年法附則第11条)、今回の改正における類似商標が移転された場合の混同防止措置としては、次の理由により、これに相当する規定は設けなかった。

そもそもサービスマークの重複登録の調整措置として採用した不正競争防止法の適用の規定は、平成3年の立法当時には、不正競争防止法に商標権の行使に対しては同法を適用しない旨の規定(旧6条)が存在したため、同規定にもかかわらず、不正競争防止法の適用があることを明らかにするために規定されたものである。

ところが、平成5年の不正競争防止法の改正により上記旧6条の規定が削除され、平成3年商標法改正法附則の規定は、入念の規定(確認的な規定)と解すべきこととなっていた(条文の削除までは行っていない。)ものである。

現段階では入念の規定を置かなくとも不正競争防止法の適用が明らかであることに鑑み、本改正法案においては、この規定を置かないこととしたものである。

(補説2) コンセント(同意書)制度を導入しなかった理由

類似商標の分離移転や同一商標の分割移転を認めるのであれば、コンセント制度(引用の商標を所有する先登録商標権者の同意があれば、それと類似する商標を他人に登録することを認める制度)も導入すべきではないかとの考え方もあったが、商標権の譲渡交渉に通常2～3月の交渉期間を要していることからみて、拒絶理由通知を受けた出願人が先登録商標権者から同意を取り付けるのにも同程度の交渉期間がかかるものと想定され、その結果、審査期間が非常に長期化することが懸念されたため、審査処理の促進について内外から強い要請がある状況下では導入困難と考えられた。

なお、これについては、拒絶理由通知に対する応答期間内に同意を取り付けてきた場合に限り登録を認めることにすればよいではないかとする考え方もあったが、拒絶査定不服審判の段階で同意書が提出されれば、拒絶

の理由が解消し、拒絶査定が覆ることとなるので、当該制度の導入は、事務処理及び審査・審判処理上の負担を招く結果となり、また、実際にはこのような負担を回避するべく、交渉がまとまるまで審査をストップすることにもなりかねず、結局のところ審査遅延に繋がってしまうという懸念が払拭できなかったものである。